

C型肝炎救済特別措置法に基づく和解等原告に係る 製剤投与事実の認定に用いられた証拠について

- 和解等成立人数 2, 179人
先行訴訟分を除く。(令和元年8月末現在)

(製剤投与事実の認定)

・カルテ等(注1)	1, 575人(72.3%)] 604人 (27.7%)
・母子健康手帳(注2)	95人(4.3%)	
・その他(注3)	509人(23.4%)	

(注1)「カルテ等」とは、カルテのほか、手術記録、手術台帳、分娩記録、分娩台帳など製剤投与当時の医療行為の記録をいう。

(注2)「母子健康手帳」とは、製剤投与の事実が記載された母子健康手帳に限る。

(注3)「その他」とは、個別具体的な事情を踏まえ、患者の病態や当時の治療経過にかかる資料、医療関係者の証言などの証拠すべてを裁判所によって総合的に判断されたものをいう。